

⑥<<介護>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難 とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	NPO法人 バリアフリーネット ワーク会議	福祉観光特区	<p>高齢者の中には、家族に負担をかけたくないという理由で旅行を断念している方が多い。その家族も一緒に旅行に行きたいと思うなか、旅行先での対応を懸念したり、事務手続きが多いことから、高齢者との旅行を断念している状況である。</p> <p>旅行先でも介護保険サービスの利用を容易にすることにより、高齢者の外出機会が増え、心身面へ良い影響があると考え、介護重度化予防、社会参加の促進等の効果が見込まれる。</p>	<p>介護サービスを利用する場合、事前にサービス計画を作成する必要があり、旅行の場合も、旅行先でのサービス利用にあたって、数カ月前から、行政手続きを開始する必要がある。一方で、急な体調の変化が起こりうる高齢者は旅行の直前に予定を変更する必要が生じることもあり、その場合、旅行に合わせたサービス計画の急な変更が困難な現況である。</p> <p>また、旅行先で受け入れ可能施設を探すことについて、担当する介護支援専門員の業務を圧迫する要因となっている。</p>	<p>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条</p> <p>厚労省通知「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成11年7月29日老企22号)</p> <p>厚労省通知「居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて」(令和3年3月31日)</p>	<p>居住自治体で日常利用しているサービスと同様のサービスを旅行先で利用することとする際、この変更については、「居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて」で規定している「ケアプランの軽微な変更」として新たに定め、サービス計画の変更をせずとも、旅行先で利用可能とする。</p> <p>あわせて、介護支援員の負担軽減を図るため、旅行先として予め指定された自治体は、旅行者へサービス提供可能な施設を認証し、そのリストを公開する制度を創設するものとする。</p> <p>ただし、旅行先での不測の事態に備え、事前に関係者での会議を実施し、医療機関との連携を前提に実証を行うものとする。</p>	厚生労働省	<p>介護サービスの利用に際し、介護保険法第8条第2項等に記載のとおり、訪問介護などのサービスは、要介護者であって、居宅において介護を受けるもの(居宅要介護者)に対して提供されるものであるとされています。また、同法第78条の2第4項に記載のとおり、地域密着型サービス事業を行う者の申請について、当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないときには、市町村長は、同法第42条の2第1項本文の指定をしてはならないとされているところです。つまり、サービスを受ける者や区域外利用の際の同意取得について、一定の制限が課されているところです。</p> <p>介護支援専門員は、ケアプランを変更する際には、原則として、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第38号。以下、「基準」という)第13条第3号から第12号までに規定されたケアプラン作成に当たっての一連の業務を行うことが必要ですが、「軽微な変更」の場合については、これらの一連の業務を行う必要はないとしております。</p> <p>また、「軽微な変更」の例を「居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて」(令和3年3月31日付厚生労働省老健局介護保険計画課長ほか連名課長通知)において示しておりますが、実際に「軽微な変更」に該当するかどうかは、基準第13条第3号から第12号までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって判断すべきものとしています。</p> <p>今回ご提案のあった、居住自治体で日常利用しているサービスと同様のサービスを旅行先で利用する場合、そもそも利用者の置かれる状況が日常生活から大きく変わるため、基準第13条第3号から第12号までの一連の業務を行う必要性の高い変更であると考えられ、むしろ、利用者の心身の状況等を踏まえ、質の高いサービスを旅行先でも引き続き安全かつ安心して提供するためには、基準上定められたアセスメントの実施やサービス担当者会議の開催等、適切なプロセスを踏まえることが必要であると考えます。</p> <p>したがって、旅行先でサービスを利用する場合のケアプランの変更を「軽微な変更」として取り扱うことについては、利用者への適切なサービス提供を確保する観点から、慎重な検討が必要です。</p>